

## 第2期 須高行政事務組合における女性職員の 活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

須高行政事務組合長

### 1. 目的

第2期須高行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、須高行政事務組合長が策定する特定事業主行動計画である。本計画は第1期にあたる前計画の計画期間（5年計画）が令和3年3月末で満了することに伴い、これまでの結果を踏まえるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和元年内閣府令第51号。以下「内閣府令」という。）に基づいた把握項目の見直し等を行い、前計画に続く計画として策定したものである。

### 2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を勘案し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

※ 法は令和8年3月31日までの時限立法である。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を定期的実施するものとする。

#### 4. 前計画の数値振り返り

前計画（平成 28 年度から 5 年計画）で定めた数値目標に対する振り返りを以下のとおり行った。なお、それぞれの実績数値は、本計画策定時に把握できる数値とする。

(1) 職員採用試験の女性の受験者数を 30%以上にする。

⇒平成 28 年度実績：20%

平成 29 年度実績：職員採用試験なし

平成 30 年度実績：職員採用試験なし

令和元年度実績：職員採用試験なし

令和 2 年度実績：職員採用試験なし

(2) 令和 2 年度までに、育児参加のための休暇の取得割合を 30%以上にする。

⇒平成 28 年度実績：取得対象者なし

平成 29 年度実績：取得対象者なし

平成 30 年度実績：取得対象者なし

令和元年度実績：取得対象者なし

令和 2 年度実績：取得対象者なし

(3) 令和 2 年度までに、年次休暇を 30%以上取得する職員の割合を 50%以上にする。

⇒平成 28 年実績：100%

平成 29 年実績：100%

平成 30 年実績：75%

令和元年実績：75%

令和 2 年実績：50%

※ 年次休暇取得率は繰越された日数を含めた数値で算出

## 5. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

本計画を策定するにあたり、法第19条第3項及び内閣府令第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況の把握を行った。

その結果と、前計画の数値目標に対する結果を勘案し、女性職員の活躍の推進に向けて次のとおり令和8年度までの数値目標を設定する。

目標1：採用した職員に占める女性職員の割合を30%以上にする。

目標2：男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を5日以上取得する職員の割合を50%以上にする。

目標3：平均年次有給休暇取得日数を12日以上にする。

## 6. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

5で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

### (1) 女性職員の採用促進に向けて

採用者の女性割合を高められるよう、女性が活躍できる業務や職場の拡大を図る。

### (2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得促進に向けて

① 対象となる職員及び所属長に対して、育児休業等の取得を促進するための措置及び周知を図る。

② 男性職員が育児休業等を取得できる職場環境の整備や職場の雰囲気づくり、人事配置に取り組む。

### (3) 年次有給休暇の取得促進に向けて

① 年次有給休暇の取得目標を定め、計画的に取得するよう各職員への徹底を図る。

② 職員が安心して年次有給休暇を取得できるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

③ 国民の祝日や夏期休暇と併せた年次有給休暇の取得促進を図る。

④ 管理職員が部下の職員と協議を行い、年1回、年次有給休暇を利用した5日間以上の休暇取得を目標とするリフレッシュ休暇計画を設定する。